

平成27年度第7回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成27年11月4日（水）午後2時30分～午後5時20分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長、病院経営推進部長、二見総合支所長、小俣総合支所長、御菌総合支所長、消防長
審議事項	
1	平成27年度税制改正に伴う伊勢市市税条例の一部改正について <総務部>
2	自治会コミュニティ放送整備補助事業の継続について <環境生活部>
3	伊勢市公共施設等総合管理計画について <情報戦略局>

1 平成27年度税制改正に伴う伊勢市市税条例の一部改正について

<総務部>

概要

地方税の猶予制度については、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しがなされ、一定事項について地方団体の条例で定めるしくみとされたことから、市税条例改正についての審議を行った。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 見直しの考え方

国基準に準拠し条例を改正

【理由】国税の基準を緩和する又は強化する特別な事情がないこと

(2) 徴収猶予

区分	条例で定める事項
猶予の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間内において合理的かつ妥当なものに分割して納付させる。 ・納期ごとの金額を定める。
申請書 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・納付することができない事情 ・猶予を受ける金額、期間 ・分割納付の期限及び金額 ・担保内容(提供する場合)
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事実を証する書類 ・財産目録 ・収支状況 ・担保に関する書類(提供する場合)
担保	担保を徴さない場合は、金額100万円以下、猶予期間が3ヶ月以内又は特別な事情がある場合

(3) 換価の猶予

区分	条例で定める事項
猶予の方法	[職権又は申請のいずれの場合も] ・猶予期間内に分割して納付させる。 ・納期ごとの金額を定める。
申請期限	6ヶ月以内
申請書 記載事項	・納付することができない事情 ・猶予を受ける金額、期間 ・分割納付の期限及び金額 ・担保内容(提供する場合)
添付書類	・財産目録 ・収支状況 ・担保に関する書類(提供する場合)
担保	[職権又は申請のいずれの場合も] 担保を徴さない場合は、金額100万円以下、猶予期間が3ヶ月以内又は特別な事情がある場合

結論

提案どおりの内容で進めることと決定した。

資料

付議事項書

2 自治会コミュニティ放送整備補助事業の継続について<環境生活部>

概要

自治会コミュニティ放送の整備については、平成 25 年度から 27 年度までの時限で補助制度を実施してきているが、一部地域から継続実施についての要望がなされていることから、補助制度の継続運用について、審議を行った。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 理由

コミュニティの活性化を図るため、本制度が必要不可欠であること

(2) 補助対象期間

【現行】平成 25～27 年度

【変更後】平成 25～30 年度

(3) 補助内容

【現行】

拡声放送設備、個別受信放送設備、メール配信設備とも
整備費×2/3（補助限度額：250 万円）

【変更後】

①新規整備

拡声放送設備、個別受信放送設備、メール配信設備とも
整備費×1/2（補助限度額：250 万円）

②追加整備

スピーカー・アンプの増設、個別受信機子機の追加、メール読上機の追加
整備費×2/3（スピーカー・アンプの増設については、既に交付した補助金額を補助金限度額から差し引く）

結論

補助率を 1/2 とし 3 年間に限り継続することと決定した。

主な意見・補足等

- ・延長する理由は何か。
→自治会への加入率が低い状況にあり、今後もコミュニティの醸成を図っていくためには必要不可欠なものであると認識している。
- ・平成 25 年には遷宮もあり、それぞれの自治会の財政等も厳しかったことは理解できる。
- ・制度を延長することによるコミュニティ醸成への影響についての検証が必要。
- ・要望がある限り、継続するのか。
→若い世代にかわれば、SNS 等に移行するものと考えている。
- ・現行の補助率 2/3 を 1/2 に変更する理由は何か。

→時限と定めていた3年間に導入した自治会と区別する必要があると考えた。ただし、追加整備を行う際、同じ自治会内において世帯ごとに差が生じることを勘案し、2/3のままとした。

- 本補助制度については、他の補助制度と比較しても高い補助率で進めてきていることから、当初の3年間とすべきであり、継続する場合においては1/2とすべきである。
- 延長期間を3年ではなく集会所建設補助金と同様に期限を設けないという考え方は可能か。

→補助制度については、補助金適正化委員会からの指摘においても、原則、終期を定めることとされている。継続する際は、その後の環境変化、効果検証の結果を踏まえて判断すべきであり、有期でない補助制度は設けるべきでない。集会所建設補助金は、集会所建設というその行為の性質上、期間を長くせざるを得ない制度である。

資料

付議事項書

3 伊勢市公共施設等総合管理計画について〈情報戦略局〉

概要

平成 26 年 4 月に総務省から各自治体に対して今後の公共施設の戦略的な管理方針等を定めた公共施設等総合管理計画の策定が要請されるとともに、「策定にあたっての指針」が出された。

本市においても、これまでの公共施設マネジメント事業の取組を踏まえ、本計画を策定することとしていることから、本内容について審議を行った。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 計画期間

平成 27～56 年度

(2) 対象範囲

公営企業に係る施設等も含め、本市が保有するすべての公共施設（学校等の建築物）、インフラ資産（道路、橋りょう、上下水道等）

(3) 更新費用の推計方法

①公共施設：総務省が公開している更新費用試算ソフトを活用

②インフラ資産：各施設所管部署において資産ごとに更新及び新規整備に係る費用を推計

(4) 実施計画の策定

本計画の内容を踏まえ、施設類型別にその所管部署において、施設個々の将来の管理の考え方を定める施設類型別計画を策定。

(5) 基本的な考え方

①共通方針

- ・財政負担の軽減及び平準化
- ・安全・安心で時代のニーズに応じた公共サービスの提供

②公共施設の基本方針

- ・保有総量を抑制し、更新・維持管理費用を縮減する。
- ・ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を行う。
- ・指定管理者制度や PPP/PFI などの民間活力を活用する。
- ・市民の安全、安心を担保する管理に努める。

③インフラ資産の基本方針

- ・ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を行う。
- ・効率的な維持管理を進め、費用の縮減を図る。
- ・新規整備は安全確保・生活環境維持を重視して実施する。
- ・時代に応じた安全性・経済性を考慮した維持管理を行う。

(6) 目標値の設定

- ・目標年度 平成 27～56 年度
- ・目標値 1,314 億円削減（公共施設 880 億円、インフラ資産 434 億円）

結論

再協議することと決定した。

更新費用の推計は、病院事業を含めて算出することと決定した。

主な意見・補足等

- ・外部委員で構成される検討委員会からは、計画策定について金額の精緻さを求めるのではなく進めることが大切であるとの意見をいただいている。また、検討委員会の意見を踏まえ、目標値は施設の床面積でなく金額で示している。
- ・更新費用等の見込みはどのように算出したのか。また、目標の達成状況はどのように追跡していくのか。
 - 公共施設については、総務省が公開している更新費用試算ソフトを活用しており、各施設所管部署で施設類型別計画を策定した後も、理論値で追跡することを想定している。
- ・施設類型別計画の策定期間はいつか。
 - 来年度以降策定することになる。
- ・インフラ資産の削減は可能なのか。
 - 長寿命化を実施したり、新規整備は安全確保や生活環境維持を重視する中で優先度を計り実施していく。

資料

付議事項書